

令和8年度 募集要項

《 墨田区手話通訳者養成講座 》

墨田区聴覚障害者等コミュニケーション支援事業の「墨田区手話通訳者養成講座」を、事業の受託団体である墨田区障害者団体連合会が次の要領で開講します。

1. 目的

聴覚障害者等の「自立と社会参加を促進する」ことを目的に実施している「墨田区聴覚障害者等コミュニケーション支援事業」の「登録手話通訳者」に相応しい人材を養成する。

2. 対象者 次のすべてに該当する方

- ①墨田区在住・在勤者で20歳以上の心身共に健康な方
- ②手話講習会上級コース修了者（修了見込者を含む）、またはこれと同等の技量を有する方
- ③手話通訳士資格を持たない方
- ④墨田区以外の地域登録通訳者として活動していない方
- ⑤報酬を伴う手話に係る講師等の活動をしていない方
- ⑥墨田区手話通訳者登録試験（全国手話通訳者統一試験）の受験を目指し、合格後は墨田区の登録通訳者として活動できる方（全国手話通訳者統一試験の受験には別途受験料がかかります）

3. 養成講座開講日

- ① 期 間：令和8年4月16日（木）から全37回
木曜日10：00～12：00
- ② 会 場：亀沢のぞみの家 5階 墨田区亀沢4-18-11
- ③ 費 用：無料（但しテキスト代は実費負担となります）
- ④ 定 員：10人程度（最小履行人数3人）

※本講座の受講歴が少ない方が優先となります。

※以下の申込期限までに最小履行人数に申込者が達しない時は、講座を開催しない場合があります。

※申込者が多数の場合は、書類等による選考を行う場合があります。

4. 申込書類

- ①申込書
- ②小論文 A4サイズを縦方向にしてワードの横書きで800文字程度で作成
初回申込者 題名「私が手話通訳者を目指す理由」
2回目以降の申込者 題名「手話通訳者の職務と役割について」
- ③墨田区以外の上級講習会修了者は、修了を証明する書類の複写

5. 申込方法

上記提出書類を下記に郵送またはファクス

- ① 申込先
墨田区障害者団体連合会事務局 墨田区手話通訳者養成講座担当宛
〒130-0014 墨田区亀沢4-18-11 電話・FAX：3624-3154
- ② 申込期限
3月25日（水）（必着）

問い合わせ先：墨田区障害者団体連合会事務局 墨田区手話通訳者養成講座担当

TEL・FAX 3624-3154（月）～（木）9：30～16：30